

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	8 件

千葉国民年金 事案 4339（事案 1211 及び 3977 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 51 年 8 月まで
② 昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで
④ 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 9 月頃、A 市役所で未納期間の国民年金保険料を月払いにする手続きを行い、同年 10 月頃に郵送された納付書で未納期間の保険料を全て納付しているはずであるのに、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

また、私は、申立期間③及び④の保険料の還付を受けたことはない。今回、申立期間③及び④当時の 2 冊の預金通帳の写しを提出する。これらの預金通帳には、還付金が振り込まれた記録は無いので、再調査の上、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人が当初申し立てた昭和 38 年 4 月から 51 年 8 月までの期間及び 52 年 7 月から 53 年 4 月までの期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は 55 年 6 月頃に払い出されており、第 3 回目の特例納付期間の最終納付期限が同年 6 月 30 日であることから、当該期間の国民年金保険料を 3 年から 4 年かけて納付したとする申立人の申立内容は不自然であること、ii) 当該期間は 171 か月と長期間であり、金融機関及び行政機関がこれだけ長期間の収納事務を続けて誤ることは考え難いこと、iii) 当該期間に係る保険料を納付していたことをうか

がわせる関連資料（家計簿、預金通帳等）が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、当初申し立てた申立期間のうちの昭和 53 年 4 月に、新たに同年 5 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 54 年 3 月までの期間を加え、当該期間の保険料を還付するよう再申立てを行っているが、i) 当該期間のうち 53 年 4 月から同年 6 月までの期間は 55 年 8 月に、当該期間のうち 53 年 10 月から同年 12 月までの期間は 56 年 3 月に、当該期間のうち 54 年 1 月から同年 3 月までの期間は 56 年 7 月に、それぞれ納付期限経過後に納付されており、これらの保険料の還付決議は 3 回行われているところ、3 回とも申立人に対し還付請求に係る通知がなされなかったとは考え難いこと、ii) 当時の特殊台帳には保険料の還付期間、還付金額など還付処理されたことが明確に記載されており、記載内容は不合理な点が見当たらないことから、申立期間に係る保険料は適切に還付されたものと推定することができること、iii) 申立人の申立内容は保険料還付を受けていないというだけの主張であり、具体的に還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 11 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回、前々回の審議結果に納得できないとして再申立てを行い、申立期間①及び②の未納期間を全て解消したこと、申立期間③及び④の保険料の還付を受けていないことを主張し、申立期間③及び④当時の 2 冊の預金通帳の写しを提出しているが、当該預金通帳の写しは、保険料還付の通知を受けていないことを示す関連資料ではない。

申立期間③及び④については、今回、改めて見ると、申立人に係る特殊台帳には、申立期間③及び④の保険料を還付したとみられる記載があるものの、申立期間③及び④に係る還付整理簿が保管されておらず、オンライン記録にも保険料還付の記録は無い上、還付決定時に納付可能な未納期間がある場合には、還付に先立ち充当処理されるものであるが、申立人の当該特殊台帳には、昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料について 55 年 8 月に、53 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料について 56 年 3 月に、54 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料について 56 年 7 月に、それぞれ還付が事前決定されたと見られる記載が確認できるところ、これらのいずれの時点においても、充当可能な未納期間があったことから、本来であれば当該未納期間に充当されるはずであるが、充当された形跡は見当たらない。

以上のことを踏まえると、申立期間③及び④の保険料の還付に係る行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

一方、申立期間①及び②については、申立人は、今回、「昭和 53 年 10 月頃に自宅に郵送された納付書で、1年から3年をかけて、全ての未納期間を解消したはずである。」と主張しているが、申立て内容に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和41年7月13日にA丸の船員保険被保険者資格を取得し、同年10月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA丸における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月13日から同年10月10日
② 昭和41年10月28日から同年11月14日

私は、申立期間①についてはA丸に、また、申立期間②についてはB丸にそれぞれC（職種）として乗船し、給与から船員保険料が控除されていたので、これらの期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A丸に係る船員保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日が一致する記録が確認できるものの、資格取得年月日、資格喪失年月日及び職務欄等が空欄となっており、同様にこれらが空欄となっている船員がほかに3名確認できる。

また、申立人が所持する船員手帳には、雇入年月日及び雇入港の欄に「昭和41年7月13日 D港」、雇止年月日及び雇止港の欄に「S41年10月10日 E港」と記載され、そのそれぞれの欄に、「F局 41. 7. 13 G支局」、「H（都道府県） 41. 10. 10 I市役所」の印が押されていることが確認できる上、上記被保険者名簿に記載がある元同僚1名は、「期間は覚えていないが、申立人はA丸に乗船していた。」と供述しており、申立人が申立期間①においてA丸に乗船していたことが確認できることから、上記被保険者名簿に記載のある申立

人と同姓同名の記録は申立人の記録であると認められる。

なお、管轄年金事務所は、「この当時の事業所側の事情及び事務処理についての詳細は不明であり、このほかに、書き換えられた資料等は見当たらない。」旨回答していることから、社会保険事務所における申立人の年金記録管理が十分に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA丸において昭和41年7月13日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年10月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、当該未統合記録から、2万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、申立人の所持する船員手帳により、申立人は、申立期間②においてB丸に乗船していたことが確認でき、B丸の船員保険被保険者名簿に記載がある元同僚1名は、「期間は覚えていないが、申立人はB丸に乗船していた。」と供述している。

しかしながら、上記被保険者名簿に申立人の記録は無く、整理番号の欠番も見られない上、申立人がA丸及びB丸と一緒に乗船したとして挙げた元同僚も、申立人と同様に上記被保険者名簿に記載は無い。

また、上記被保険者名簿に記載のある元同僚1名は、「船員全員が船員保険に加入していたわけではなく、乗船期間が短い者等、船員保険に加入していない者もいた。」と供述しているところ、申立人の船員手帳で確認できるB丸の乗船期間は18日と短期間であり、上記被保険者名簿に記載がある40名のうち、乗船期間が1か月未満の者はいない。

さらに、船舶所有者は既に死亡している上、事業を廃業しており、船舶所有者の妻に照会したが、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについての関連資料及び供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年8月1日から同年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月7日から16年1月16日まで

私は、平成15年4月から16年1月までA事業所に勤務したが、日本年金機構から当該事業所の厚生年金保険の標準報酬月額が「実際と違う記録に訂正されている可能性がある。」との連絡を受けた。証明する給与明細書は所持していないが、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年8月1日から同年11月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、事業主から提出された支給控除一覧表により確認できる報酬月額から、28万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付す

る義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料額の算出及び控除についての誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 15 年 4 月 7 日から同年 8 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から 16 年 1 月 16 日までの期間に係る標準報酬月額については、前記支給控除一覧表により、報酬月額に見合う標準報酬月額と保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年8月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を同年8月は30万円、同年9月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月11日から同年10月1日まで

私は、昭和60年1月11日から平成21年3月末日まで、A市のB社C支社にD（職種）として勤務したが、入社した昭和60年1月から同年9月までの給与は31万円ぐらいだったのに、厚生年金保険の標準報酬月額が大幅に低く記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和60年8月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたB社C支社に係る給与明細書から、同年8月は30万円、同年9月は36万円に訂正

することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「資料が残っていないので、不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月 11 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和63年7月から平成元年4月までを38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月1日から平成2年4月8日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、昭和63年7月から平成2年3月までの標準報酬月額が、実際の給与より低く記録されているが、その前の期間と同じ金額の給与が支給されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、昭和63年7月の随時改定により38万円から22万円に減額されていることが確認できる。

また、A社においては、昭和63年1月に16名、同年3月に1名及び同年7月に9名（申立人を含む。）の元従業員の標準報酬月額が随時改定により減額されているところ、同年7月に標準報酬月額が減額処理されている9名のうち2名の元従業員は、「63年6月までに支給された給与額は、同年7月以降も下がっておらず、標準報酬月額が下がっていることは知らない。」と供述している。

さらに、昭和63年1月の随時改定で標準報酬月額が30万円から18万円に減額されている元従業員から提出された給与明細書によると、同年1月、同年3月、同年5月、同年7月、同年8月、平成元年2月及び同年4月分の給与明細書により、従前と同程度の報酬月額が支給され、当該随時改定前の標準報酬月額30万円に相当する厚生年金保険料を給与から控除

されていることが確認できる。なお、昭和 63 年 1 月から平成元年 4 月までの間において当該元従業員が給与明細書を所持していない月については、その前後の月の保険料控除の状況から、給与明細書を所持していた月と同様の保険料が控除されたことが推認できる。

加えて、申立人の給与から保険料が控除されたことを確認できる資料は無いものの、申立人は、上記元従業員と一緒に B（職種）の仕事をしていたと主張しているところ、当時の上司は、「申立人及び給与明細書を提出した元従業員は同じ職場で B（職種）の仕事をしていた。」と供述しており、職種及び仕事内容が同一であることが確認できる上、年齢及び入社時期もほぼ同じであることから、申立人についても、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月 1 日から平成元年 5 月 1 日までの期間においては、従前と同程度の報酬月額が支給され、上記随時改定前の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月から平成元年 4 月までの標準報酬月額について、申立人が主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は平成 5 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主からも回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成元年 5 月 1 日から 2 年 4 月 8 日までの期間については、A 社は既に解散しており、当時の事業主から回答が得られず、上記元従業員の給与明細書によっても保険料が控除されたことを推認できない上、そのほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を確認できる資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和55年9月11日であると認められることから、申立期間に係る被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月11日から同年9月11日まで

私は、A事業所に昭和55年7月10日に入社し、同年9月10日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が抜けていることに納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が昭和55年9月10日までA事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失年月日、提出日とも昭和55年9月11日と記載されている上、同年9月26日のB社会保険事務所（当時）の確認印があることから判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者記録に係る同社会保険事務所の事務処理及び記録管理に不備があったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和55年9月11日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が同社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和55年7月のオンライン記録から11万8,000円とすることが妥当である。

千葉国民年金 事案 4340 (事案 3507 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 12 月までの期間、57 年 1 月から 61 年 11 月までの期間及び 62 年 7 月から平成元年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から同年 12 月まで
② 昭和 57 年 1 月から 61 年 11 月まで
③ 昭和 62 年 7 月から平成元年 9 月まで

先般、年金記録確認A地方第三者委員会から年金記録の訂正は必要でないとする通知が届いたが、私は、親から借金をしてまで国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納となっていることがどうしても納得できないので、再度申し立てる。以前は、母は耳が遠くて話が聞こえないため、証言はできないということを話したが、「返答はできる。」と母が言っていたので、今回、母への聞き取りもお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は平成 5 年 3 月 23 日に社会保険事務所(当時)からB市(現在は、C市)に払い出されており、前後の番号の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年6月頃に行われ、この際、国内居住の外国人に国民年金が適用されるようになった昭和 57 年 1 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、申立期間①については国民年金に未加入の期間であり、申立期間②及び③については、加入手続を行った平成 5 年 6 月の時点では時効により、いずれの期間も国民年金保険料を納付することができない期間であること、ii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立人は申立期

間①、②及び③の保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたとする申立人の元夫とは連絡が取れず、当時の状況を確認することができないため、申立期間①、②及び③の保険料の納付状況は不明であること、iv) 申立期間①、②及び③は複数回かつ長期間にわたっている上、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①、②及び③の保険料納付に関して親から借金をしたことを重視し、前回の申立てにおいて証言が得られなかった申立人の母への聴取を希望したため、今回、その母に対して聴取を行ったが、申立人の母は、「娘の夫の借金等の返済で、どこかの職員が取立てに来ていた記憶はあるが、そのときに娘が保険料の納付のために、そのお金を充当したかどうかはわからない。あとは何も思い出せない。」と回答していることから、申立期間①、②及び③の保険料納付状況等は不明であり、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4341（事案 3511 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 7 月まで

私は、昭和 59 年 4 月に A 社を退職し、両親に勧められてすぐに B 区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、アルバイトをしており、申立期間の国民年金保険料はアルバイト収入から金融機関及び区役所窓口で納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、平成元年 3 月下旬に行われ、この際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 59 年 4 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、加入手続が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができないこと、ii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 5 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、前回の申立てと同趣旨の主張であり、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4342

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成6年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成6年12月まで
私の母が国民年金の加入手続きを行い、平成6年12月までの間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであるのに、未納とされているのは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、平成8年4月に払い出されていることが推認でき、同時点で、申立期間のうち、昭和62年4月から平成6年2月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間は未納と記録され、当該被保険者名簿には不自然さは見当たらない上、オンライン記録とも一致する。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続き及び保険料納付をしていたとする申立人の母の記憶は曖昧である。

加えて、申立期間は93か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの期間、平成元年4月から2年3月までの期間及び3年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から63年3月まで
② 平成元年4月から2年3月まで
③ 平成3年4月から同年7月まで

私は、結婚後、いずれも身体障害者手帳（1級）の交付を受けている妻の姉妹及び妻の弟と同居し、彼女たちを扶養してきた。自宅で小さな作業所を営んでいたが、経済的に苦しかったので国民年金保険料を納付できず、妻が毎年、A市役所で夫婦の保険料の免除申請手続きを行っていたのに、申立期間が免除期間となっておらず、未納とされていることは納得できない。調査の上、申立期間を免除期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が毎年、A市役所で夫婦の国民年金保険料の免除申請手続きを行っていたと主張しているが、オンライン記録において、申立期間①、②及び③に係る保険料の免除申請が行われた記録は無く、免除記録の訂正、取消等の不自然な事務処理が行われた形跡も見当たらない。

また、申立人は申立期間①、②及び③に係る保険料の免除申請手続きに直接関与しておらず、申立期間①、②及び③に係る保険料の免除申請手続きを行ったとする申立人の妻は免除申請手続きの状況について聞き取り調査を行える状態ではなく、免除申請手続きの状況は不明である上、オンライン記録において、申立人の妻も申立期間①、②及び③は未納であることが確認できる。

さらに、申立期間①、②及び③当時、申請免除手続きは年度ごとに行うこととされており、申立期間①、②及び③を免除期間とするためには、計4

回の免除申請が必要となるところ、A市の国民年金被保険者名簿においても申立人の申立期間①、②及び③は未納と記録されていることを踏まえると、行政側の年金記録事務において、同一人に対して複数回にわたり過誤が生じたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除申請書控等）は無く、ほかに申立人が申立期間①、②及び③の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの期間、平成元年4月から2年3月までの期間及び3年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から63年3月まで
② 平成元年4月から2年3月まで
③ 平成3年4月から4年3月まで

私は、いずれも身体障害者手帳（1級）の交付を受けている姉、妹及び弟と結婚後も同居し、夫と一緒に彼女たちを扶養してきた。私の夫は自宅で小さな作業所を営んでいたが、経済的に苦しかったので国民年金保険料を納付できず、私が毎年、A市役所で夫婦の保険料の免除申請手続を行っていたのに、申立期間が免除期間となっておらず、未納とされていることは納得できない。調査の上、申立期間を免除期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年、A市役所で夫婦の国民年金保険料の免除申請手続を行っていたと主張しているが、オンライン記録において、申立期間①、②及び③に係る保険料の免除申請が行われた記録は無く、免除記録の訂正、取消等の不自然な事務処理が行われた形跡も見当たらない。

また、申立人は免除申請手続の状況について聞き取り調査を行える状態ではなく、ほかに申立期間①、②及び③に係る保険料の免除申請手続に関与していた親族等もおらず、免除申請手続の状況は不明である上、オンライン記録において、申立人が一緒に免除申請手続を行っていたとする申立人の夫も申立人の申立期間③の一部を除き申立期間①、②及び③と重複する期間に未納があることが確認できる。

さらに、申立期間①、②及び③当時、申請免除手続は年度ごとに行うこ

ととされており、申立期間①、②及び③を免除期間とするためには、計4回の免除申請が必要となるところ、A市の国民年金被保険者名簿においても申立人の申立期間①、②及び③は未納と記録されていることを踏まえると、行政側の年金記録事務において、同一人に対して複数回にわたり過誤が生じたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除申請書控等）は無く、ほかに申立人が申立期間①、②及び③の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの期間及び61年4月から平成6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月から49年3月まで
② 昭和61年4月から平成6年3月まで

私は、昭和48年12月末でA社（現在は、B社）を退職して間もなく、母とC市役所に出向き、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、以後国民年金保険料を納付してきた。退職後、年金の空白期間ができることが嫌だったので、間違いなく保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされていることは納得できない。

また、昭和61年4月に第3号被保険者制度が始まってからも、私は将来受け取れる年金額を増やしたいと思い、保険料を納付し続けていた。自分では第3号被保険者になった覚えも無く、夫からも第3号被保険者の届出を行ったという話を聞いた記憶も無い。家計は私が管理しており、送られてきた納付書を使って銀行や郵便局で保険料を納付していたが、第3号被保険者期間中に保険料を納付しても将来の年金給付額に結び付かないのであれば、私が納付してきた申立期間②の保険料を返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和48年12月末でA社を退職して間もなく、申立人の母とC市役所に出向き、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、以後国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、50年6月6日に社会保険事務所（当時）からC市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の加入手続は同年6月以降に行われたものと推認できることから、加入時期は申立人の主張と相違している。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年6月を基準に

すると、申立期間①の保険料は過年度納付することが可能であるものの、申立人は、申立期間①に係る保険料の納付書の入手方法、納付金額及び納付場所に係る記憶が定かではなく、保険料をまとめて納付したか、よく覚えていないと述べているなど、申立期間①に係る保険料の具体的な納付状況は不明であり、申立人が申立期間①に係る保険料を納付していたと推認することは困難である。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人の所持する年金手帳の資格記録欄には、昭和 61 年 4 月 1 日付けで任意加入被保険者から第 3 号被保険者への種別変更手続きが行われていること、平成元年 4 月 1 日付け及び 4 年 4 月 1 日付けで申立人の夫が加入する共済組合の保険者が変更したことに伴い第 3 号被保険者の種別確認手続きが行われていること、並びに申立人が 5 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことにより、国民年金被保険者の資格を喪失したことが確認でき、当該資格記録はオンライン記録及び D 市の電算記録と一致している。

また、申立人は、送られてきた納付書を使って銀行や郵便局で申立期間②に係る保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間②のうち昭和 61 年 4 月から平成 5 年 4 月までの期間は保険料の納付を要しない第 3 号被保険者期間であり、申立期間②のうち 5 年 5 月から 6 年 3 月までの期間は厚生年金保険被保険者期間であることから、申立人に対して納付書が発行されることはなく、申立人が申立期間②の保険料を納付できたとは考え難い上、第 3 号被保険者期間及び厚生年金保険被保険者期間に対し国民年金保険料が納付された場合、当該保険料は過誤納となり、還付されることとなるが、オンライン記録において、申立期間②の保険料が納付された形跡は見当たらず、還付記録も無い。

さらに、申立期間②は 96 か月と長期間である上、申立期間②において、申立人の夫が加入する共済組合の保険者が 2 回変わっており、昭和 62 年 8 月には申立人は E 市から D 市に国民年金被保険者の住所変更を行っていることから、関与した複数の行政機関全てが継続して記録管理を誤るとは考え難い。

加えて、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで

私は、申立期間当時は大学生であったので、母に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってもらっており、母から「仕事の合間をぬって大急ぎであなたの年金を払いに行った。」と言われたことも覚えている。申立期間の保険料は母が納付してくれており、申立期間が未納とされていることは納得できないので、調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は大学生であったので、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は申立人の母に行ってもらったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、平成6年4月12日に社会保険事務所（当時）からA市（現在は、B市）に払い出された手帳記号番号であることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の加入手続は同年8月頃に行われ、その際、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した5年4月1日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したことが推認できるところ、申立人は申立期間当時、大学生であったことから、申立期間は、国民年金に任意加入の対象となり、加入手続の時点から遡って加入することはできず、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧検査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していない上、申立人は、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の母に対する聞き取り調査を希望しておらず、申立期間の保険料の納付状況について確認できないことから、具体的な納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から42年3月までの期間及び47年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から42年3月まで
② 昭和47年1月から同年8月まで

昭和40年5月頃に、母が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間①の国民年金保険料は、当時、私の母が経営していた会社に来ていた集金人に母が納付してくれたはずである。また、申立期間②の保険料も母が、母と私と弟の三人分を納付してくれたはずなので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年5月頃、申立人の母が国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間①の国民年金保険料は集金人に納付してくれたと主張しているが、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の特殊台帳において確認できる国民年金手帳の交付日から、42年7月頃に行われたものと推認されることから、加入時期は申立人の主張と相違する上、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間①当時、集金人に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和42年7月を基準にすると、申立期間①の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人が居住していたA区は、当時、集金人は現年度保険料のみを収納しており、過年度保険料は収納していなかった旨回答している。

さらに、A区居住者に係る年度別納付状況リスト（昭和57年12月14日現在）に申立期間①及び②の保険料を納付した記録は無い上、申立人の

母が申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の弟も、申立期間②のうち 47 年 1 月から同年 3 月までの保険料は未納となっており、申立人の母が申立期間①及び②の保険料を納付していたと推認することは困難である。

加えて、申立人は、加入手続並びに申立期間①及び②の保険料納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立期間①及び②の保険料納付の具体的な状況は不明である上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月から 31 年 2 月まで
私が、昭和 28 年に高校を卒業した当時は大変な就職難であったが、学校の推薦により、A 県 B 市 C に所在した D 事業所（33 年 9 月 22 日から E 社）に就職し、28 年 10 月から 31 年 2 月まで勤務していたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D 事業所の元事業主及び元同僚の氏名を記憶している上、当該事業所を退職した後に勤務した F 社の人事記録の入社前職歴欄により、申立期間において D 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、E 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 34 年 7 月 1 日であり、申立期間は、適用事業所になる前の期間であることが確認できる。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主及び元同僚は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 27 人のうち所在の確認できた 4 人に照会し、そのうち 3 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで
私の夫は、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が中抜けとなっている。同社を一度退職してから再度就職するようなことはしていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫は、昭和 34 年 6 月 1 日から 36 年 5 月 1 日までA社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は、「申立期間当時の資料を保有しておらず、申立人の勤務状況等は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人以外の従業員についても申立人同様に厚生年金保険の被保険者期間の欠落が見られることが確認できる上、同被保険者名簿の申立人に係る記載内容は、オンライン記録と一致しており、訂正した形跡等の不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が当該事業所において、昭和 36 年 5 月 1 日に被保険者資格を再取得したときに、新たな健康保険被保険者証の番号が付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで A 社が経営する事業所で B（職種）として働いていたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A 社の経営する事業所で勤務していたことは、元事業主の妻の供述により確認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間において、C 県内に所在する A 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、元事業主の妻及び元役員は、「A 社は社会保険に加入していなかったと思う。また、任意加入もしていなかったと思う。」と供述している上、オンライン記録によると、元事業主及びその妻は、国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 28 日から 49 年 1 月 1 日まで
私は、A社（現在は、B社）に昭和 48 年 12 月 28 日の業務最終日（大納会）まで勤務していたにもかかわらず、厚生労働省の記録では同年 12 月 28 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっており、同年 12 月が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に業務最終日である昭和 48 年 12 月 28 日の大納会まで勤務しており、同年 12 月が厚生年金保険の被保険者期間として認められないことはおかしい。資格喪失日を翌月 1 日にすべきである。」と主張している。

しかし、B社から提出された社員調書によると、申立人は昭和 48 年 12 月 27 日に依願退職した旨の記載が確認でき、当該退職日は、申立人のA社における雇用保険の離職日と一致する上、退職日の翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

また、申立人が所持する厚生年金基金連合会発行の通知書によれば、申立人の厚生年金基金における加入員の資格喪失日は昭和 48 年 12 月 28 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している上、申立人は、当該事業所に当時勤務していた上司及び同僚として5名を挙げているが、そのうち4名は氏名の一部しか判明せず、個人を特定することができないことから、聞き取り調査を行うことができず、連絡先の判明した残る1名に照会したが、具体的な供述を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 平成 6 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 平成 10 年 3 月 1 日から 11 年 1 月 1 日まで

私がA社に勤務していた期間の報酬は固定的で、上下するような変動的なものではなく、傾向としては右肩上がりだったと思うが、日本年金機構から送付されてきた標準報酬月額の推移表では、申立期間①、②及び③の標準報酬月額が低下しているので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「従前の標準報酬月額と比べて、申立期間①の標準報酬月額が下がっていることは納得できない。」と申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当初、平成 5 年 10 月の定時決定として 44 万円、同年 11 月の随時改定として 50 万円とされていたところ、同年 11 月 12 日付けで、同年 10 月の定時決定及び同年 11 月の随時改定を取り消し、同年 10 月の定時決定として 47 万円にした後、6 年 7 月 12 日付けで、遡って 5 年 10 月の定時決定を 44 万円に訂正し、同年 12 月の随時改定として 50 万円を入力処理していることが確認できる。

しかし、A社は、「当時の関連資料は処分済みである。」と回答している上、申立人も給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保有していないことから、申立人の報酬月額及び保険料の控除について確認できない。

また、当該事業所を管轄する年金事務所は、「申立人に係る平成5年10月及び同年11月の算定基礎届、月額変更届、訂正届及び取消届等の保管は無い。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所において、標準報酬月額が遡及して減額訂正されているのは、申立人だけであることが確認できる上、当該事業所の社会保険事務担当者は、保険料の納付について、「当社が保険料を滞納し、督促及び処分を受けた記憶は無く、聞いたこともない。」と回答している上、年金事務所においても、当該事業所が保険料を滞納していたことは確認できず、当該遡及訂正処理が社会保険事務所（当時）による不合理な処理であったとまでは言えない。

このほか、申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「従前の標準報酬月額と比べて、申立期間②の標準報酬月額が下がっていることは納得できない。」と申し立てている。

しかし、A社が申立人に送付した書面によると、「株主総会の議事録により、役員報酬の減額（5万円）があったことが記載されていた。平成6年度については、標準報酬月額の変更は正しいと思われる。」旨、回答している上、申立期間②当時に、当該事業所の役員で厚生年金保険の被保険者記録を有する3名（申立人を除く。）のうち2名の標準報酬月額は、申立人と同様に下がっていることがオンライン記録において確認できる。

また、オンライン記録において、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録について、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「従前の標準報酬月額と比べて、申立期間③の標準報酬月額が下がっていることは納得できない。」と申し立てている。

しかし、A社の履歴事項全部証明書により、申立人は平成9年8月29日にB（役職）を辞任していることが確認できるところ、当該事業所が申立人に送付した書面によると、「平成9年11月に雇用契約の確認書を交わしており、これにより、月額変更の届出がされたと思われる

ので、10年3月からの標準報酬月額の変更は間違いないと思われる。」旨、回答している。

また、当該事業所から提出された「被保険者標準報酬決定通知書」により、平成10年10月（定時決定）からの標準報酬月額が、44万円に決定されたことが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額の記録について、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間③において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4743 (事案 154 及び 3442 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 31 日から 56 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 52 年 11 月 5 日から 57 年 2 月 26 日まで、A 社に継続して真面目に勤務していた。勤めて 3 年くらいたった時期に、結婚することになったため、会社を退職するわけにはいかないと考え、一生懸命に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社の保管する昭和 52 年 11 月及び 56 年 6 月の入社に伴う健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書並びに 53 年 8 月及び 57 年 2 月の退職に伴う健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書による資格取得日及び資格喪失日は、それぞれオンライン記録と一致していること、ii) 申立人は、第 1 回目の離職後に離職票の交付を受け、失業給付が支給決定されていることが確認できること、iii) 申立人は、56 年 6 月に A 社に再入社するに当たり、新たに厚生年金保険の被保険者記号番号を取得しているところ、厚生年金保険年金手帳記号番号払出簿により、同年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致することなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 8 日及び 23 年 4 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の審議結果に納得ができないとして、再々申立てを行っているところ、申立人からは、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す新たな資料等の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 2 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで
② 昭和 54 年 12 月 21 日から 55 年 6 月 6 日まで
③ 昭和 55 年 11 月 21 日から 57 年 2 月 24 日まで
④ 昭和 58 年 1 月 30 日から 63 年 11 月 4 日まで
⑤ 昭和 63 年 12 月 21 日から平成元年 2 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②はA社、申立期間③、④及び⑤はB社に勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「昭和 46 年 4 月 1 日から 55 年 6 月 6 日までA社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所の事業主は、「申立人の申立期間①及び②に係る在籍、厚生年金保険の加入手続及び厚生年金保険料の控除等については、資料の保存が無く不明。」と回答しており、申立期間①及び②における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が記憶している元同僚は、「申立人のことを記憶しているが、いつからいつまで勤めていたか、よく覚えていない。」と供述しており、申立期間①及び②に係る申立人の当該事業所における勤務実態は確認できない。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録において、申立期間①及び②は、いずれも加入記録が確認できない上、申立期間②については、当該事業所を昭和 54 年 12 月 20 日に離職し、申立人に離職票が交付されたこと

が確認できるところ、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合する。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③、④及び⑤について、申立人は、「昭和 55 年 11 月 21 日から 57 年 2 月 24 日までの期間及び 58 年 1 月 30 日から平成元年 2 月 1 日までの期間は B 社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所の元事業主は、「当時の資料の保存は無く、申立人の在職等の詳細は不明であるが、当社の厚生年金保険の新規適用は昭和 63 年 11 月である。」と回答しているところ、オンライン記録によれば、当該事業所は 63 年 11 月 4 日に厚生年金保険の新規適用事業所となったことが記録されていることから、申立期間③及び④は、当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、申立人の記憶している元同僚は、「会社が健康保険及び厚生年金保険に加入したのは昭和 63 年 11 月であり、それ以前は雇用保険だけの加入であった。申立人を記憶しているが、いつまで勤めていたかよく覚えていない。」と供述している。

さらに、申立期間⑤について、申立人の雇用保険の加入記録によれば、当該事業所を昭和 63 年 12 月 20 日に離職し、申立人に離職票が交付されたことが確認できる上、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合する。

このほか、申立人の申立期間③、④及び⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4745

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 1 月 7 日から同年 8 月 7 日まで
② 平成 19 年 12 月 1 日から 20 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社に勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「平成 18 年 11 月 2 日から 19 年 8 月 7 日までA社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所の事業主は、申立人の退職願、出勤簿、雇用保険離職証明書（事業主控）及び賃金台帳を提出し、「申立人は平成 19 年 1 月 6 日に退職したため、同年 1 月 7 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同日以降の厚生年金保険料の納付義務はない。」と回答している。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、当該事業所を平成 19 年 1 月 6 日に離職し、申立人に離職票が交付されており、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合する上、同年 1 月 23 日に別の事業所（C社）で雇用保険に加入したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「平成 19 年 8 月 7 日から 20 年 12 月 1 日までB社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所の事業主は、申立人に係る健康保険・厚生年金保

険資格喪失確認通知書及び賃金台帳を提出し、「申立人は平成 19 年 11 月 30 日に退職し、同年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間に係る給与の支払い及び厚生年金保険料の控除は無い。」と回答している。

また、申立人の雇用保険の加入記録によれば、当該事業所を平成 19 年 11 月 30 日に離職し、申立人に離職票が交付されていることが確認できる上、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合する。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。